

各分野における参照基準の作成のためのサンプル

この文書は、あくまでも、各分野における参照基準の作成にあたって、形式・表現、及び、記述内容の抽象性／具体性の大まかな参考にしていただくために、一委員（広田照幸）が私的な学問的見解に立ちつつ、サンプルとして作成してみたものです。もしも参考になる文章や表現があれば、実際の参照基準の作成において、そのまま利用していただいて差し支えありません。なお、教育学の参照基準が作成される際には、当然のことながら、このサンプルとは別に、あらためて議論がなされるべきことになります。

教育学

（1）当該学問分野の定義

当該学問分野について簡潔な定義を行う。学問分野としての実質的な自己同定は次の2で行うので、他分野との境界線が明確である分野については、ごく簡単な記述でも構わない。必要に応じて隣接分野との関連についても適宜、言及を行う。（A4用紙（40字×40行）1枚程度に収める。）

1. 教育学の定義

教育学は、人間の発達と学習に関わる事象を考察する学問である。人間が生物学的・生理学的な条件によって内的に変化することが発達であり、社会的・文化的な条件のもとで外界からの刺激を取り入れて変化することが学習である。ここでいう人間の発達と学習は、乳幼児期や青少年だけにとどまるものではなく、人生のすべての段階におけるそれを含んでいる。

教育とは、意図的にある個人の発達を制御し、あるいは、学習を組織化しようとする誰か他者による活動をさす。個人の発達や学習は他者の意図とは関わりなく生起するものであるが、よりよい人間の生き方や社会のあり方を望む他者が、ある個人を変化させることを目的として働きかける場合、それが教育と呼ばれる。教育は、教育的意図の存在によって、他の活動から区別される。

教育学が考察の対象とするのは主に教育である。教育は、現代社会においては、さまざまな形で制度化されている。学校は、教育的意図に基づいて、教育を第一義的に目的とした社会的装置である。現代は、公教育制度という大規模な装置を現出するに至っている。また、社会教育・生涯学習として、成人を対象にした制度も存在する。家庭において、親子の間でなされる教育なども、考察の対象となる。教育的意図に基づいて企業や矯正施設などでなされる活動も考察の対象となる。このように、教育学の考察の対象は、社会の全般でなされるあらゆる教育をカバーすることになる。

しかし、教育的意図が存在しない発達や学習もまた、考察の対象に入る。教育が成立するための条件や背景を考察するために必要だからである。同様に、教育学は、教育という活動とは直接関わらない人間の生理的性質や、社会における政治・経済・文化の諸側面の考察を含むこともある。それらは、適切な教育目標や教育手段を選択したり、既存の教育

目標や教育手段を反省的にとらえたりするうえで有効なかぎり、教育学の考察対象となりうるといえる。

教育学には、何が教育を通して実現されるべきであるのかについての規範的な考察、人間の性質や社会の状況についての客観的・実証的な考察と、どのような手段や方法が望ましいのかについての技術的・実践的な考察など、多面的な主題が含まれている。

ここでは、**教育学の簡単な定義、定義を構成する主要な概念の説明、及び、教育学の対象の範囲、教育学内部の3つの主要なアプローチの区分**を説明した。定義に関しては、もっと簡潔に書くやり方もあるはずだが、教育学については、「教育の仕方を考えるだけの学問だろう」という世間からの誤解があるので、ここではやや詳しい定義を与えた。誤解の余地のない分野であれば、簡潔な定義でよいと思われる。なお、**教育学内部の勢力争いを誘発させないため、全体を包括した記述をしつつ、分野を構成する個別の学会の名称と重なることがないように工夫した(広田)**。

2. 当該学問分野に固有の特性

学問とは、世界（人間、社会、自然）を知り、世界に関わるための知的営為であり、それぞれの分野に固有の世界の認識の仕方、世界への関与の仕方が存在している。学生に何を身に付けさせることを目標にするにせよ、当該分野の固有の特性に根差したものでないならば、カリキュラムの体系性と構造の適切さが抛って立つ基盤自体に合理性が存在しないことになってしまうだろう。

従来、ともすれば暗黙的に理解されてきた各分野に固有の特性について、学術的な観点からしっかりと同定することは、参考基準全体の妥当性と、それを参照して編成される各大学のカリキュラムの妥当性とを根底で支える基盤となるものである。必要に応じて当該分野の基本的な知識や理解を具体例に用いながら、一定の厚みのある記述を行うものとする。（A4用紙2～3枚程度）

2. 教育学に固有の特性

〔教育学に固有の視点〕

教育学に固有の視点は、人間の可変性への関心である。人間の理解や社会の理解において、人間の可変性を中心に据えて考察を進める点に、教育学の特徴がある。

それは通常、発達可能性・学習可能性・教育可能性という語であらわされている。個々の人間は発達し学習する可能性を持つ存在として生きており、現に特定の生物学的・生理学的な条件と、社会・文化的な条件のもとで、発達し、学習する。そこでは、人間の発達可能性・学習可能性が発現する環境や条件が考察されることになる。また、与えられた条件のもとで、ある教育目標と教育方法をもった教育が、被教育者の変化を期待してなされる。そこでは、教育可能性が教育という活動の前提として想定されている。

ここで発達可能性・学習可能性・教育可能性というのは、無制約で無限の可能性を意味するわけではない。教育学の考察は、発達の制約性、学習の困難さ、教育の限界を、同時に見きわめるものもある。生物学的な条件、社会・文化的な条件が、どのように、種々の可能性を有する特定の範囲の中にとどめているのかを明らかにすることが、教育学の重要な課題でもある。

人間を対象とする他の諸科学は、すでにある人間の存在の様態を与件として考察を組み立てることが多いのに対して、教育学では、人間が変化すること及び人間を変化させることを、学問的な関心の中心に据える。教育学に固有の世界認識の仕方、世界への関与の仕方は、この点にその本質があるといってよい。

[多様なアプローチ]

教育学は、人間の可変性に対して、多様なアプローチで考察している。その多様性が、一つのアプローチでは生じてしまう部分性や偏りを相互に補完する関係にある。

第一に、規範的な考察というアプローチである。教育を通して何が実現されるべきかを定めるためには、たくさんの種類の価値の間の関係が考察されねばならない。教育目的や教育内容をめぐっては、人間や社会についての科学的言明から教育で実現すべき価値を導出できるかどうかについて、多くの議論がなされてきた。教育それ自体が独自の価値を持つべきであるという議論もある。特定の形態の制度や方法は特定の価値と親和的であるという点で、教育制度や教育方法もまた、規範的な考察の主題であることをまぬがれない。

第二に、客観的・実証的なアプローチがある。人間の性質に関して、教育の実態に関して、あるいは被教育者がそこで生活することになる社会の様態について、客観的・実証的な記述や説明を行うことによって、より確実な知の基盤の上に教育を組織化しようとするものである。

第三に、技術的・実践的なアプローチである。それは、歴史をさかのぼれば、技（テクニー）としての洗練を、知的考察の対象に据えることである。近代教育学の成り立ちの局面までさかのぼると、そこに見出せるのは、人間が特定の未来構想の下で、次世代の人間を意図的・設計的に作り出そうとする技術的・実践的関心である。それは、より円滑で、より効果的な教育のあり方を追求するアプローチとして発展してきた。特に、教授学（ペダゴジー）の長い伝統は、教育という営為をより成功裡に達成しようとする技術的・実践的関心を背景にしている。公教育制度が形成された後は、教授場面、すなわち教育方法や教育内容の考察にとどまらず、教育制度や政策、学校経営に関わる主題もまた、技術的・実践改善の関心のもとで考察してきた。

[教育学の役割]

教育学の探求は、多くの場合、「よりよい教育」を実現しようとする実際的関心に支えられている。特に、教育目標の定立、教育制度の設計と運営、教育方法の選定、実施された教育の効果や意図せざる結果についての配慮といった、教育のさまざまな側面が考察の課題となる。

しかしながら、「よりよい教育」という規範はアприオリに存在するわけではなく、また、そうであるがゆえに、教育学が考察すべき課題は単なる技術的・実践的課題ではない。多元的な価値が許容される民主的社会において、だれもが合意する理想がただ一つだけあるのではないことを考えれば、教育目標の定立から実施された教育の効果や意図せざる結果についての配慮までの全過程は、常に価値対立的・論争的な主題であることが明らかである。

教育は他者の学習を組織化しようとする営みであるため、常に未来性、不確実性、価値

選択性を持っている。また、まさに同じ理由から、暴力性や排除性を原理的にはらんでもいる。教育は人間の自由を増大させ、平等を促進し、社会の豊かさを増進させることができるものであると同時に、他者の自由を抑圧し、不平等を固定化し、他者の生存を脅かす活動としても機能しうるのである。

それゆえ、教育学において「よりよい教育」をめざすことは、単に技術的・実践的な課題解決を意味するのではない。教育学には、技術知の側面と並んで、反省知の側面が重視されることになる。すなわち、教育学の根幹には、人間の性質や社会の過去や現状についての科学的な知見と、人間や社会の理想に関する諸理念についての注意深い吟味とを前提とした反省的な認識が存在しなければならない。

教育学において単に技の洗練がめざされるのではなく、規範的考察と実証的考察とが不可欠な要素であるのは、この反省的な認識を必要としているからである。教育が他者の自由の抑圧・不平等の固定化、他者の生存への脅威を生まないためには、教育を通して実現がめざされる諸価値をめぐる規範的な考察と、被教育者及び社会の現状についてのより確実な客観的な知見とをふまえて、教育のあり方が慎重に選ばれ続けることが必要なのである。このような、教育学における反省的な認識から得られる洞察を、教育の特定の形式の適切さ／不適切さに関する判断に資する知と呼んでおく。

前述したとおり、教育学では、人間が変化すること及び人間を変化させることが、学問的な関心の中心に据えられている。そこでは、人間の発達可能性と学習可能性を前提として、教育の可能性が追求されることになる。

そこでは、技術知としての教育学と反省知としての教育学の両方の知見を組み合わせて、さまざまな課題やさまざまな対象に関して、教育可能性と教育の限界とに関する判断と、教育の特定の形式の適切さ／不適切さに関する判断とを、より確実な知的基盤の上でおこなえるような知を提供することが、教育学の主要な役割となる。

われわれの生きる現代社会、われわれの生は、解決されるべきたくさんの課題を抱えている。そうしたたくさんの課題に対して、発達・学習・教育によって何をどこまで解決できるのか、また、どのような教育の形式がその解決に有効に資するのかという観点から、世界を認識し、あるいはそうした深い認識を携えて実践的に関与することが、教育学を学ぶことで獲得される固有の世界認識の仕方、世界への関与の仕方であるといえる。それは、逆にいえば、われわれの生きる現代社会、われわれの生における、たくさんの課題に対して、発達・学習・教育によっては解決できない問題は何で、また、どのような教育の形式がその解決には役立たないのかを洞察しうるということでもある。

〔他の諸科学との協働〕

この点において、教育学は、他の諸科学と協働して、より深い人間理解や社会理解に貢献する。

教育という観点から深められた人間理解は、人間の可変性とその条件や制約についての知を提供しうる。もっぱらすでに現存する人間の様態を前提として人間の性質や行動を考察する他の諸科学が十分洞察できない部分を、教育学は補うことができる。

教育という観点から深められた社会理解は、人間の可変性をふまえた新たな社会の構想を理論的・実践的に支えることになる。この点において、教育学は他の諸科学と協働し

て、社会の可変性とその条件や制約に関して考察する役割を果たすことができる。

ここでは、教育学に固有の特性を、4つの項に分けて論じた。記述の仕方としては、別の柱立てもあらう。「世界の認識の仕方」「世界への関与の仕方」については、教育学に固有の視点と論理的につながりがある記述を心がけるとともに、現実社会との関わりを明示するよう心がけた。また、他分野との関係についても言及することで、「教育学に固有」な点を明確にしたつもりである。ここでもまた、教育学内部の勢力争いを誘発させないため、記述にあたって分野を構成する個別の学会の名称と重なることがないように工夫した(広田)。

3. 当該学問分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養
2で記した当該学問分野に固有の特性を踏まえて、当該学問分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養を、以下の項目に沿って同定する。

- (1) 当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解
- (2) 当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な能力
 - a 分野に固有の能力
 - b ジェネリックスキル

各項目において基本的な素養を同定する際は、その分野の学びを通じて、学生が今後「それぞれの人生」で成長していく基礎として、学士課程教育においてどのような能力を培うのかという観点に立ち、徒に項目を多数列挙することはせず。中核となるものに絞り込む。(各項目についてA4用紙1~3枚程度)

- (1) 当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解
- ① 「基本的な知識と理解」を基本的な素養として同定するに当たっては、原則として、当該分野の知識や理解に関して、「何かを説明できる」という形で記述する。
 - ② 「基本的な知識と理解」とする事項を列記する際は、以下の2つの基準によって精選する。
 - i 各大学の教育の自主性・自律性を尊重し、あり得べきカリキュラムの多様性を損なわないこと。このため、同定された「基本的な知識と理解」が意味することになる、各分野での学びの内容・領域は、当該分野を構成する基本的な柱となるものに限定するとともに、事実上特定の授業科目の開設を必須のものとしないよう、一定の抽象性を持たせた記述とする。
 - ii 次節の a「分野に固有の能力」を培うために必要不可欠と考えられる範囲に限定すること。重要なことは、学生に「能力」を培うことであり、知識と理解の獲得は、あくまでそのための手段として位置付けられるものである。

- (2) 当該分野の学びを通じて獲得すべき基本的な能力
- ① 「基本的な能力」を基本的な素養として同定するに当たっては、原則として、「何かを行うことができる」という形で記述することとし、以下の区分にしたがってそれぞれを書き分ける。

- a 分野に固有の能力：専門的な知識や理解を活用して、何かを行うことができる能力
 - b ジェネリックスキル：分野に固有の知的訓練を通じて獲得することが可能であるが、分野に固有の知識や理解に依存せず、一般的・汎用的な有用性を持つ何かを行うことができる能力
- ② 「基本的な能力」を同定するに当たっては、それらの能力が、現実に人が生きていく上でどのような意義を持つのかとすることが具体的に説明されることが必要である。
- 以下の各項目で「能力」を幅広い観点から捉えていることを適切に踏まえて、各分野の特性に沿って、どのような局面において、どのような意義のある、どのような能力を学生に身に付けさせるのか、明確に理解できる形で記述する。
- i 「能力」が意義を持ち得る局面には、職業生活の局面もあれば、公共的な課題に関わる市民としての生活の局面もあり、あるいは何らの属性をも捨象した人生そのものも含めて、多様な局面があり得ることを考慮する。
 - ii また、直接的・価値中立的な「能力」だけでなく、たとえば、「～に関して適切な判断ができる／～に即して適切に理解できる」など、価値観・倫理観や知的座標軸の形成に関わるものも含む幅広い「能力」を検討する。
 - iii 職業上の「能力」に関しては、さらに以下のように多様な局面が考えられることも考慮する。
 - iii-1 分野に固有の知識や理解の活用能力が、そのまま特定の職業にとっての専門能力となる場合（→ a）
 - iii-2 ものの見方・考え方など、分野に固有の知識や理解の活用能力が、緩やかな形で職業上の有用性を持つ場合（→ a）
 - iii-3 分野に固有の知的訓練を通じて獲得されるが、分野に固有の知識や理解に依存しない能力が、一般的・汎用的に職業上の有用性を有する場合（→ b）
- ※ 市民としての「能力」に関しては、iii-1 はなくとも、iii-2 と iii-3 のような、能力が有用性を持つ局面の違いはあると考えられるので、a と b とで適切に書き分けるものとする。
- ③ いざれの能力に関しても、長期にわたる生活を支える基礎を培うという観点に基づいて、中核となるものに絞って一定の抽象性と包括性を備えた形で記述する。

3. 教育学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養

（1）教育学の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解

[教育学を学ぶことの本質的意義]

学生は教育学を学ぶことによって、現実の教育あるいは理論上の教育を、より合理的に考察し判断できるようになる。

あらゆる教育が何らかの価値の実現を目指したものであることは、前に述べたとおりである。では、どういう価値を、どういう内容や方法で実現しようとするのか、そこでは教育する意図と結果（望ましくない副次的結果も含め）の間にどういう関係があるのか。よりよい個人の生とよりよい社会を教育によってどう作り出すことができるのかを追求しつ

つ、同時に、善意の教育が悪夢のような結果をもたらす危険性をどう回避できるのか。教育は他者の生に関わるものであると同時に、社会の中で尊重されるべき価値の選択にも関わっているがゆえに、個人と社会に対して重大な影響を持っている。

教育学を学ぶことによって、学生たちは教育の複雑さと危うさ、教育可能性とその限界を知り、特定の教育形式の適切さと不適切さを見分けることが可能になる。それは、教育学を構成するさまざまなアプローチと知見とを学ぶとともに、教育学の学習に関連して人間や社会についての洞察を深めることによって、である。

[獲得すべき基本的な知識と理解]

教育学がカバーする領域は広大であるが、教育学を学ぶ学生は、通常、次のような事項について、基礎的な知識・理解が求められる。これらは、前述した教育学の定義、教育学の固有の特性と、緊密に結びついている。

○発達・学習・教育に関する基本的事項

発達・学習・教育に関するさまざまな原理や諸命題を理解し、説明できるようになることは、あらゆる教育について考察するための、最も重要な基礎となる。具体的には、たとえば、生物的・社会的な人間の発達と学習の機制に関わる知識、「教育とは何か」についての学問的裏付けを持つ説明、教育に関わる基礎的な価値や原理などが含まれる。

○教育の歴史や制度と現状についての十分な理解

学校教育や社会に多様な形で存在する教育の諸現実、及び、実現すべきものとして提示されてきた教育の理念を適切に理解し、説明できるようになることは、対象や状況に応じて適切な教育のあり方を考えるための基礎となる。具体的には、たとえば、教育の歴史や制度に関する知識と、それが現在の教育の日常とどのように関わるのかについての理解、教育の現状についての多面的な知識、教育の場や教育の対象とされる者の現状についての知識、現実の教育のあり方に影響を与える諸要因に関わる知識などが含まれる。

○教育の可能性と限界、さまざまな教育形式の特徴及び長所と短所

教育の可能性と限界を原理的に理解し、それに基づいて現実の個々の事象に関して適切な教育形式と不適切な教育形式とを判断できるようになることは、教育学の学習を通して身に付けられるべき、重要な基本的素養である。教育学を学ぶことが単なる知識の暗記や技の習得にとどまらない点は、ここにある。具体的には、たとえば、教育という事象が持つ原理的な複雑性、現実の教育が持つ複雑な背景や構造、さまざまな教育形式の理論上の特徴及び長所と短所、さまざまな教育形式の現実への応用のされ方、現実に応用されたさまざまな教育形式が生み出す帰結に関する知識等が含まれる。

○現代社会における教育・教育学の役割と課題

教育のあり方は社会のあり方と密接に関わっている。それゆえ、教育学の学習者は、単に原理的・技術的な関心からの学習だけでなく、現代社会における教育及び教育学がもつ社会的・公共的意義や役割、解決すべき課題についての理解や洞察が求められる。具

体的には、たとえば、現代社会が抱えるミクロ・マクロな課題に対して教育が果たしうる役割や課題についての解明、現代の教育が内在的に抱えるミクロ・マクロな課題の体系的な分析などを含む。

○関連する諸分野等の学習及び諸経験

- ・教養科目や他分野の専門科目は、学生の関心に沿う内容が選択された場合に、教育学を深めるための有用な手段となる。特に、教育学の限界や危うさ、教育学のもつ社会的・公共的役割など理解するためには有益である。ただし、どういう内容が教育学を学ぶ者に対して準備されるべきかは、あらかじめ判断することはできない。学生は大学で学んでいくうちに、教育学内部の特定の下位領域や特定の主題に強い関心や深い理解を持つようになるため、できるだけ多様な出会いが準備されるのが望ましい。
- ・教育目標・教育手段の適切さを判断できるようになるためには、人間・社会に関する広い科目の学習が必要とされる。ここでもまた、教養科目や他分野の専門科目は重要である。
- ・学生生活自体も意味がある。多様な出会い、豊かな経験が、人間や社会についての理解を深め、教育を多面的にとらえる契機になるからである。

なお、上記の諸事項は、特定の授業科目を通して学ばれるというよりも、さまざまな授業科目の総体を通して学ばれるはずのものである。また、一つの対象、一つのアプローチを深める学習によっても、幅広い対象やアプローチを学ぶことによっても学ばれるはずである。

教育学にはたくさんの対立する理論や学説が存在する。また、同一の対象に対する多様なアプローチが存在する。さらには、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育、社会教育など、性質も機能も異なるさまざまな研究対象を教育学は考察の対象としている。それらは、いかなるものであっても、教育という事象の本質に迫りうるものであり、また、特定の理論や学説、アプローチ、対象についての学習が、教育という事象の有する全体的な関連性へと広がりうるものである。一つの教育史的事実、一人の子どもの事例、一つの教室の出来事が、広がりと深さを持った知識や理解へつながっていきうるのである。そうであるがゆえに、上述した諸事項について知識や理解を持つに至る筋道は、きわめて多様でありうことになる。

なお、このほか、特定の下位領域を専攻する場合、それぞれの下位領域において、基本的な知識や理解が求められる事項が存在する。

(2) 教育学の学びを通じて獲得すべき基本的な能力

a 教育学に固有の能力（専門的な知識や理解を活用して、何かを行うことができる能力）

[現実的課題への対処]

教育学を学ぶことの本質的意義を、「現実の教育あるいは理論上の教育を、より合理的に考察し判断できるようになる」とことと考えるならば、そのことは、教育学の学習者が社会のさまざまな領域の中で教育に関わった課題を適切に処理できる能力を獲得する、とい

うことを意味している。

教育に関しては、多くの対立する理論や言明が存在している。採用しうる多くの価値や方法が存在している。われわれの社会が解決すべき課題には、教育によって実現可能な部分と、教育以外の活動によって実現されるべき部分がある。そのような数多くの採用可能な考え方の中から適切なものを判断して選び出すことが可能になる。教育に関連した国際的な取り決めのレベルから、教室におけるチョークの使い方のレベルまで、教育学の学習をふまえて判断し、選択されるべき事項はおびただしくある。

〔職業上の意義〕

職業上の課題の解決にも教育学は資することになる。教職に就く者や保育者、教育行政に関わる仕事に就く者、生涯学習の活動や生涯学習施設で働く者などにとって、教育学が有用であることはいうまでもない。特に、自ら選択し採用しうる多くの理論や方法を習得することは、相手や状況に応じてもっとも適切な働きかけをなしうるという点で、教師や保育者などにとってすぐれた資質になる。また、教師であれ、保育者であれ、教育行政家であれ、教育学の深い学習を通して得られる多面的な人間理解・社会理解は、予期せぬ状況に遭遇したときに、自らが直面する現状を反省的に見直すためのかけがえのない資源となる。

教育活動や教育行政に直接関与するわけではないけれども、緩やかな形で教育と関連するような職業も、われわれの社会にはたくさん存在している。乳幼児や青少年を相手にする仕事や、成人の学習や情報獲得の機会に関わる仕事などでは、教育学を学ぶことが、仕事で出会う相手について深い理解を生み、仕事の遂行上求められる判断を確実なものとするための基礎となる。

教育に直接関わらない分野で働く者にとっても、教育学の学習は職業上有益な効果を持つ。第一に、発達・学習・教育の原理を学ぶことが、自分自身の自己学習を合理的に組織するための基礎となる。第二に、自らの職業世界の中に存在する教育的課題を発見し、それを有効に処理することによって。第三に、次項（b）で述べるような、一般的な知的訓練を経た結果として、である。

〔市民生活上の意義〕

教育学の学習者が現実の教育あるいは理論上の教育を、より合理的に考察し判断できるようになることは、市民として社会に関わる際に、さまざまな形で有用性をもっている。教育学の学習者は、現実の社会の事象の中の課題に関して、特定の教育形式の採用によって改善・解決できる部分を見出し、活動することが可能になる。

教育のあり方は、人間社会における自由や平等の諸問題とも深く関わっているし、個人の自己実現や、望ましい社会関係の構築、あるいは個々人が豊かな文化的生活を営むための基礎的学習などとも関わっている。人類が共通に取り組むべきグローバルな課題から、特定の個人が偶発的に遭遇する問題まで、多くの社会問題や生活課題の中には、教育によって改善・解決できるはずのものが含まれている。教育学を学ぶ学生は、社会問題や生活課題の改善・解決への寄与という部分において、修得した教育学の知見や洞察を生かして、適切な議論や教育を手段とした適切な実践を行うことができる。

[学問・社会の変化と教育学の学習]

他の人文社会科学と同様に、教育学を通して深い洞察を得るためにには、学士課程の間に学ぶことだけでは完結しない。学士課程において教育学の最新の知識を学ぶことが、さらなる学習の基礎になっていくという側面も忘れてはならない。

青少年の現実や学校の現実は、社会の変化に伴って、当然変化していく。教育の問題として解決されるべき、まったく新しい課題や問題が生じてきたとき、われわれは既習の教育学の知識を使いつつも、同時に、最新の研究成果や最新の研究動向から学ぶことも必要になる。こうした最新の研究成果や研究動向を学ぶためにも、学士課程において教育学を学ぶことが有用である。学士課程において学ばれた教育学の知識のある部分は、現実の教育の変化の中で、すぐに陳腐化してしまう部分がある（もちろん、容易に陳腐化しない部分もまた存在する）。しかしながら、学士課程において教育学の知識を学んでおくことによって、最新の研究成果や研究動向をより深く、より正確に理解していくことができる。

[獲得されるであろう具体的能力]

教育学は多様なアプローチをもち、学習内容・方法が多様な領域に分かれているため、学生がどの領域を深く学んでいくかによって、専門的な知識・理解や方法論を活用してできるようになることは異なっている。

規範的なアプローチを深く学んだ者は、教育に関わる事象の複雑性とそこにみられる矛盾の本質を理解し、対立するさまざまな見解や主張を論理的に吟味することが可能になる。また、実証的なアプローチを深く学んだ者は、教育に関わる事象を実証的な観点から検討し、必要に応じて自ら調査・観察することができるようになる。実践的なアプローチを深く学んだ者は、目の前の教育の現実を的確に把握し、適切な内容や方法で関与することが可能になる。

教育実践に関わる領域で教育学を深く学習した者は、自ら教授者としてふるまう際に何をどうするべきかについて、多くの技術的知識と十分な反省的思考を有することになる。教育制度や教育政策、社会と教育との関わりなどについて深く学習した者は、マクロな制度構築や社会設計における教育の位置や役割について、適切な理解と判断ができるようになる。

しかしながら、本項でここまで述べてきたことをふまえるならば、いずれのアプローチ、いずれの領域であれ、教育学を学ぶ者は、通常、次のような事項について、教育学を学習した者に固有の能力を有することになるであろう。

- 教育の現状及び今後について、十分な裏付けを持った意見を持つことができる。
- 教育に関する他者の意見を理解し、適切に評価し、位置づけることができる。
- 新たに生起する教育の事象に関して適切な解釈を与え、必要があれば自ら意見を表明したり、実践に関与したりできる。
- 人間の可変性についての十分な理解のもと、自己及び他者に対して、適切な学習を組織化できる。
- 特定の教育課題について、文献やデータを収集して吟味できる。

○教育学とは何かについて、それを専門としない他者に説明ができる。

b ジェネリックスキル（分野に固有の知識や理解に依存せず、一般的・汎用的な有用性を持つ何かを行うことができる能力）

[知的訓練としての意義]

どのようなアプローチ、学習内容・方法であれ、教育学を学ぶことは、単なる知識の獲得ではない知的訓練を経験することになる。すなわち、既存の議論を相対化しつつ、テキストを批判的に解読し、自ら情報を集めて整理・吟味し、適切な形に加工し、自らの見解をとりまとめて発信する過程を経験することになる。また、教育学が考察の対象とする教育という事象は、それ自体、相互行為を通した人間の変容とそれを通した社会の進歩・改善を含んでいる。それゆえ、教育学を学ぶ過程は、人間がこの世界をすでに完成された与件としてとらえるのではなく、自らが世界の一員として世界の再解釈や再創造に関与する存在であることを学ぶことを含んでいる。

特に、教育の諸問題には「正答」が見つからない問題や、原理的に「正答」のない問題が多いため、学習者は必然的に、人間と社会の複雑さに直面することになる。教育学を深く学んでいく過程で、「どうすればよいのかわからなくなった」という思いを抱くことがしばしばあるのは、まさに人間と社会の複雑さについて目が開かれていくからである。そうした過程を経て、教育学の学習者は、適切な批判精神や自らを相対化する能力と、現実の一般的な諸課題に取り組む際に必要な、さまざまな知的スキルを身に付けることになる。

したがって、一定の深さまで教育学を学んだ学生は、教育学を学ぶ経験を通して、知的に独立した存在としてふるまうためのさまざまな汎用的能力を獲得するとともに、世界の再解釈や再創造の過程に関与することが可能になる。

[ジェネリックスキルの習得]

教育学の学習者は、そのような学習の過程を経て、通常、次のような事項についての汎用可能な能力を身につけることになるだろう。

○情報を収集し、加工・整理し、適切な形で発信できる。

○現実を批判的に観察するとともに、情報を批判的に吟味することができる。

○人間についての深い洞察と、社会についての幅広い理解を持つ。

○コミュニケーション・スキルと適切な表現力の習得。

ここでは、教育学の学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的な素養を、その学習がもつ意義に注目しながら、多面的に論じた。最初の一文「学生は教育学を学ぶことによって、現実の教育あるいは理論上の教育を、より合理的に考察し判断できるようになる」が、すべてを集約した文で、それを展開させる形で議論を組み立てた。記述にあたっては、2.で論じたことと対応させる点が重要だと思われる。獲得すべき基本的な能力の同定にあたっては、手引きの指示通り、項目をしぼり込んで、一定の抽象性と包括性を備えた形で記述した。（広田）

4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

3において、能力を培うことが重要であり、知識と理解の獲得はそのための手段であることを述べたが、実際に学生が知識と理解をどのように活用できるようになるかは、学習方法（教育方法）に負う面が大きい。学生の興味を引きつけ、巧みな説明で理解させる授業改善の努力は重要だが、それだけでは、単なる知識の蓄積や受動的な理解を超えて、実際にそれらを活用できる能力を形成するまでには必ずしも到らないだろう。基本的な素養として掲げた能力を培うには、学習方法においてどのような工夫が必要とされるのか、具体的な例示を含めて、基本的な考え方を示すものとする。

学習方法の重要性は、直ちに学習成果の評価方法の重要性につながる。学習方法を工夫しても、学習成果の評価方法が、単に知識や理解を問うだけのものであれば適切な評価にはならないし、また、適切な学習成果の評価方法が示されることは、学生が自らの学習方法を改善する上でも重要な役割を果たすだろう。学習成果の評価方法についても、具体的な例示を含めて、基本的な考え方を示すものとする。（それぞれについてA4用紙1枚程度）

4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

1. 学習方法

教育学を学ぶための学習方法は多様である。すべてが必須であるわけではないが、さまざまな方法を組み合わせて、多様な学習を経験することは有益である。

○講義

基本的な知識から最先端の研究動向まで、教育学の多様な研究成果を学生は講義を通じて学ぶ機会が与えられるべきであり、それが他の教育方法による学習の基礎となる。基礎的な概念・理論・命題などを丁寧に理解させる講義も有用であり、また、学習者の側に考え、疑い、省察することを促すような講義もまた有用である。

○実践的演習

何らかの課題に沿って自ら調べ、体験し、そこから有用な情報を引き出してとりまとめ、伝える作業是有用である。具体的には、フィールドワークや参与観察、アクションリサーチ、質問紙調査、レポート作成、研究発表、模擬授業、実習などが想定される。

十分な学問的準備のもと、自ら教授者となって実践してみることも、学習方法として有用である。新たな制度の設計と運用、組織的な教育活動への参加などもまた、有効な学習の機会となりうる。

○講読

テキストを十分理解しながら、確実な言明とそうでない言明とを区別しつつ批判的に解読すること。解釈の多様性や再解釈の創造性などを経験すること。討議に参加し、多様な考え方につれながら他者の意見を理解し、自らの考えを論理的に展開できること。

○卒業論文

自ら課題を設定し、その課題の考察のために情報を収集し、整理・加工し、最初に立てた課題についての結論を論理的に展開すること。

○その他

教養科目や他分野の専門的学習、授業以外の大学生活の多様な側面における豊かな経験や注意深い省察などが、教育学における洞察を深める契機になりうる。

2. 評価方法

教育学に固有の評価方法は特ないが、それぞれの教育内容・教育方法及び個々の学習者の状況に即して、多様で柔軟な評価方法がとられうるのでなければならない。

教育では一般に、一つの教授活動が複数の教育目標を追求することがある。また、一つの教育目標が、同時に実施される複数の教授活動によって達成をめざされることもある。そのような場合には、特定の教授活動の効果を単純な尺度で測って評価することは、適切とはいえない。さらに、一つの学習集団に属する学習者がすべて同じ目標の達成を期待されるのではなく、個々の学習者の状況に応じて異なる教育目標が設定されて、その達成がめざされることもある。本来達成されるべき複合的で個別的な教育目標の達成が損なわれることのないように配慮されねばならない。

知識の習得を主要な目標とした教育内容・方法が採用された場合、知識が習得されたかどうかが評価の主要な基準になるだろう。しかしながら、たとえば、テキストの批判的読解を主要な目標とした授業や、実践的な試行から学ぶような授業の場合、知識の有無が評価の主要基準になることはかえって有害である。

テキストの批判的読解を主要な目標とした授業の場合には、テキストの正確な読み取りや批判的洞察の深さ、それを他者にどのように伝えることができるのかといったことについての教員による観察が、評価にあたって重視されることになるであろう。

実践的な試行から学ぶような授業の場合には、十分に配慮された準備や、実践への取り組み方、そこで生起する出来事への対応の仕方や、自らの実践の意図や計画を論理立てて説明できること、また、事後的に自らの実践を言語化して反省的に考察できることなどが、評価にあたって重視されることになるであろう。

卒業論文の善し悪しが、論文の分量のような外形的な基準で決まるのではないことに典型的にあらわれているように、教育学の学習における評価は、何よりも、評価者が学術的な見識の上に立ち、多様な観点を組み合わせて専門的な判断を下すという点にこそ、妥当性の根拠を持つべきである。

もちろん、専門性に基づく評価が単純な外形的尺度に還元できないものであるとはいえ、その評価が専門性を逸脱した恣意的で不当なものであってはならず、評価を受けた学習者から申し出があった場合には、評価者は評価の根拠を説明する義務を負うであろう。

学習方法、評価方法の例示は、その例示が現場で思わぬ拘束力を持ってしまわないような配慮が必要である。そこで、このサンプルでは、学習方法・評価の多様性をできるだけ強調したが、多くの分野で同様の注意書きがていねいに記述されるべきであろう。特に評価に関しては、わかりやすい基準の例示が、そのまま現場で一律に適用されてしまいかねない。くれぐれも慎重な記述が必要である。（広田）

5. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

第二部においては、「行き過ぎた専門主義の傾向が、民主主義社会を支える人々の共通の価値基盤を掘り崩すおそれ」を理由として、市民性の涵養を目的とする市民教育が必要とされた歴史的経緯を述べた（23頁）。

第二部に述べた通り、教養教育の原点となる理念が市民性の涵養であるとして、そのことと専門教育との関わりは、分野によって多様であると考えられる。分野の専門教育において、一定程度ここで言う市民性の涵養を果たし得る分野もあれば、専門教育とは区別される教養教育に多くを頼まざるを得ない分野もあるだろう。

各分野において、第二部の内容を適切に踏まえて、市民性の涵養と、そのための専門教育と教養教育との関わりの在り方について基本的な考え方を記述する。（A4用紙1～2枚程度）その際、第二部で、特に専門教育との関わりから見た教養教育の目的として、以下の3項目を掲げている（38頁）ことも参考とされたい。

- ・自分が学習している専門分野の内容を専門外の人にもわかるように説明できること
- ・その専門分野の社会的、公共的意義について考え理解できること
- ・その専門分野の限界をわきまえ、相対化できること

5. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

教育学を学ぶことは、それ自体、市民としての教養のひとつとして役立つ。人間の変容に関する教育学のさまざまな知は、現実の社会や人間についての洞察を与えてくれるからである。

しかし教育学においては、それ自体が多様な学問的アプローチを包含する分野でありながら、それらのアプローチの多くが教育という営みが本来的に持つ目的－手段関係の視点に拘束されており、そのことに対して自覺的でなければならない。教育学を学ぶ者が市民として他者と協働して公共的な課題に取り組むためには、狭い目的－手段関係の中での知識的訓練とともに、専門分野を異にする人々との間で知の基盤を共有し、対話を成立させることを目的とした学びが重要であり、このために教養教育は大きな意義を有する。

また、教育学の専門性を深めるためにも、幅広い知識を身に付けることは重要である。教育学を学ぶ学生の中には、単に教員としての資格を取得し、教授場面で有効な技術を習得するための学習に満足する者がいないわけではない。しかしそれは大きな誤りである。教育は、社会の中で孤立して存在する事象ではなく、「望ましい教育」は、経済や政治・文化など、多様な社会の側面との関わりを抜きにしては定義され得ない。たとえば、「これからの中学生たちに必要な知識は何か」という単純な問いに答えるにも、教育学以外の広い視点が必要であることは自明のことであろう。

また、教育学を学ぶ者にありがちな、パトナリスティックな思考様式や視野狭窄な

技術的合理性の追求などに陥らないためにも、教養教育のもつ役割は大きい。価値の多元性や人間の生の複雑さに目をこらし、目的手段関係を超えた人間関係や社会関係、自然と人間との関係などを知ることは、教育学の学習者が陥りがちな狭い視野や発想を超える手だてとなるであろう。教育に関する鋭い批判力や的確な分析力は、目の前の教育事象を相対化できるだけの知の広がりを得ることによって、はじめて可能になるのである。

このように、教育学を学ぶ者は、二重の意味で、広い教養を身に付けることが求められる。広い知識を足場にすることではじめて、教育学を学んだ者は、専門外の人たちと適切に協働しつつ、自らの専門を生かした市民として、社会に対して有意義な関与をしていくことができるだろう。

教育学という分野の特性をふまえ、教養教育を学ぶ意義を、1) 専門性の限界を知り、専門外の人と協働していくために必要な学習、2) 専門性を深める上でも専門性の狭さを乗り越えることが重要であり、そのために必要な学習、という二重性として論じた。なお、報告書第2部で掲げられた三項目は、具体的な記述の中に落とし込んで表現をした。（広田）

参照基準の基本的な構成項目は以下の通りとするが、各分野の事情に応じて、6として独自の項目を設定したり、適宜参考資料等を付したりすることも可能である。

6. 教育学と教員養成

教員養成を主たる目的として教育課程が編成される場合、学生は教育職員免許法に基づく科目を履修することになる。学生は、ここで論じてきた教育学を一定の深さまで学ぶとともに、それとは別に、教科教育や指導法などに関する学習、及び、教科の内容に関する専門科目の学習が必要になる。教育に携わる実践者としての技術的な知と、教育内容に関する専門的な知とを学ぶことになるのである。それらは、教員という特定の職業を円滑にかつ創造的に遂行するために、必要な学習である。

教育学という分野の教育では、特に教員養成に目的を特化させた教育課程が編成される場合がある。ここでは、独自の項目を設定して、教育学と教員養成との関係について論じておいた。（広田）